



埼玉県報

第558号
令和6年(2024年)
10月15日
火曜日

目次

告示

- Box（庁内ストレージ）利用に係るサービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
Box（庁内ストレージ）利用に係るサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年9月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社 東京都港区芝浦3丁目9番14号
- 5 契約金額
1,009,160,372円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県選管告示第五十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

選挙区名	職務	住所	氏名
第一区	選挙長	埼玉県鶴ヶ島市	長峰 宏 芳
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市緑区	松本 徳子
第三区	選挙長	埼玉県さいたま市見沼区	尾前 健三
第四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県桶川市	廿樂 章
第五区	選挙長	埼玉県川口市	菅 克己
第六区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県三郷市	石島 哲也
第七区	選挙長	埼玉県所沢市	西山 淳次
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県川口市	三上 智絵
第九区	選挙長	埼玉県さいたま市中央区	桑折 恭平
第十区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市浦和区	片岡 浩一

告示

埼玉県選管告示第五十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

職務	住所	氏名
選挙分会長	埼玉県鶴ヶ島市	長峰 宏 芳
選挙分会長の職務を代理すべき者	埼玉県川口市	菅 克 己

告示

埼玉県選管告示第五十四号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

職務	住所	氏名
審査分会長	埼玉県さいたま市見沼区	尾前 健三
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県所沢市	西山 淳次

告 示

埼玉県選管告示第五十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十月十五日 午後七時二十分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第五十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十月十七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第五十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十月十五日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十月十五日 午後七時四十五分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室